

高知県ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金 Q&A (4/8時点)

(イ) 補助要件・補助対象事業について

No.	質問	回答
1	個人事業主で雇用する従業員がいない場合も申請できますか。	○申請できません。本補助金は、省力化の取組を推進し、県内事業者の「持続的な賃上げ」に向けた産業構造への転換を促進することを目的としているため、賃上げを基本要件としています。そのため、雇用する従業員がいない個人事業主については、賃上げの要件を満たさないため、申請できません。
2	従業員数には、役員も含まれますか。	○従業員は中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とします。 これには、日々雇い入れる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者のほか、代表取締役や専従者等の常勤従業員に当てはまらない者は含みません。
3	令和7年1月に事業を完了し、翌2月に賃上げを実施する予定ですが、賃上げ加算での申請は可能ですか。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに賃上げを実施し、賃上げ後決算の給与支給総額が賃上げ前決算より4%以上増加することを誓約のうえ申請していただけます。
4	従業員の人数の算出はどのようにしたら良いですか。交付決定から事業完了までに従業員数に変更があった場合はどうなりますか。	○申請にあたり、従業員の人数は、応募申請時点での常勤の従業員の数で算出してください。人数は以下の通り判定に使用します。 [補助上限額の判定（一般枠のみ）] 応募申請時点の人数で判定 [補助率の判定（DX推進枠のみ）] 事業終了時の人数で最終判定